



2025 年 10 月 1 日

住宅ローンの不正利用防止を目的とする「情報交換に関する協定」への 新たな加盟行について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、住宅ローンの不正利用防止を目的とする「情報交換に関する協定」に、2025 年 9 月 29 日（月）付で以下の銀行が新たに加盟したことをお知らせします。

【新たに協定に加盟する銀行※】

- ・武蔵野銀行
- ・横浜銀行
- ・ソニー銀行

本協定は、お客さまの利益保護を目的として、当行および京葉銀行（頭取 藤田 剛）、千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）の三行間で 2024 年 9 月に締結したものです。

住宅ローンの不正利用とは、お客さまが居住する住宅の購入を目的とした住宅ローンを、投資用物件の購入に充てたり、物件価格や収入資料等を偽装したりすることです。不動産業者の中には、お客さまを意図的にこうした不正利用に巻き込む不正業者が存在します。

今回、本協定の加盟行増加により、不正業者に関する情報共有が強化されます。これにより、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、一層の顧客保護に繋がるものと期待されます。

当行は今後も「『お客さま本位』の業務運営」を重要な柱と位置付け、その実現を目指してまいります。

※ 上記の加盟行は、武蔵野銀行が「千葉・武蔵野アライアンス」、横浜銀行が「千葉・横浜パートナーシップ」、ソニー銀行が「ソニー銀行との業務提携」において当行と連携しています。

- ・「千葉・武蔵野アライアンス」
経営統合を伴わない新たな地銀提携モデルとして、幅広い分野での連携を目的に 2016 年 3 月に締結。
- ・「千葉・横浜パートナーシップ」
営業部門での連携を中心に、首都圏でのプレゼンス向上を目的に 2019 年 7 月に締結。
2024 年度からは、営業部門以外にも提携範囲を拡大。
- ・「ソニー銀行との業務提携」
デジタル分野の連携を中心に、新商品や新サービスの創出を目的に 2022 年 10 月に締結。

以 上